

座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）に関する意見公募（パブリックコメント）実施結果

「座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）」について、提出のあった意見の概要は次のとおりです。

募集期間：令和6年10月15日から令和6年11月14日

意見の提出者数：4人

意見の提出件数：9件

No.	意見要旨	市の考え方
1	<p>使用できる部屋があるのであれば、そのスペースを児童ホームにするべきだと思います。</p> <p>現実問題、小学1年生でも入れない子がいます。せめて3年生までは児童ホームが必要です。</p> <p>親が仕事を辞めざるを得ない状況を座間市は作っています。</p> <p>早急に、遅くとも来年度までには児童ホームの数を増やして頂きたいです。</p> <p>共働きで頑張っている家庭や、頑張りたいけども子供を預けるところがなく仕事が出来ない家庭を放置しないで下さい。</p> <p>児童ホームの有無は家計や家族関係にも左右します。</p> <p>宜しくお願い致します。</p>	<p>今回の大規模改修、施設複合化は、施設の更新費用、維持管理費を低廉に抑えながら、良質な資産を次世代へ継承していくための計画である座間市公共施設再整備計画にのっとり、実施するものです。</p> <p>なお、児童ホームについては、学校の余裕教室の活用や民設民営の児童ホームとの連携などによって、待機児童を解消しています。</p>
2	<p>今まで福祉長寿課が認めていた福祉団体の減免について知りたいです。</p>	<p>「社会福祉活動団体及び青少年活動団体の施設利用について（参考）」のとおり、登録団体は、利用料を減免とします。登録につい</p>

		ては、従来の規則等及び登録団体を考慮します。
3	施設内に wifi の環境を整えてほしい。ハイブリットイベントなど、利便性の悪い場所にあるので、出来ると助かります。 プロジェクターとスクリーンは、各部屋に用意してほしいです。	いただいた御意見は、施設運営の参考とさせていただきます。
4	マイク等の貸出備品などのリストや料金もいくら位になるのか知りたいです。	利用する部屋の備品の使用は、施設の使用料に含まれるものです。
5	参加費等イベントには、徴収可能になると助かります。	条例案第 5 条第 3 号のとおり、営利を目的とした利用は、できません。
6	令和元年 6 月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育の推進の基本理念（第三条）と、地方公共団体は、日本語教育を実施する責務を有する（第五条）ことが示されている。 市社協ボランティアセンターの管理下でスタジオ、録音室、聴読室を使用したい。これだけでは、活動時は、ボラ/日本語学習者あわせて 20 名前後が、8~10 グループに別れて行なう為、スペース制約が解消しないことが、大きな懸念材料である。 フリースペースの利用では、問題点の解決は「一般利用者の方との調整を前提に」として、現場に丸投げするやり方であり現実の実行面では不安があり、サニープレイスでの恒久化は、賢明な方法ではない。 この点の解決策は、今回の条例（案）記載のサニープレイスの施設を利用することだが、毎週木曜日、年間	いただいた御意見は、施設運用の参考とさせていただきます。 使用料については、減免の規定があり、詳細は規則に定めます。 施設の設置趣旨に沿う団体は団体登録の上、減免対象とする予定です。

	<p>～43回以上の活動において、毎回の使用料を負担することは、とてもボランティアサークルが耐えられるものではない。</p>	
7	<p>過去に減免の申請を却下された経緯があるので「日本語ボランティア」活動が減免の対象であることを、明確化して頂きたい。</p> <p>案Ⅰ「社会福祉活動団体及び青少年活動団体の施設利用について」の利用団体登録についての要件を見直す。</p> <p>案Ⅰ-1 「日本語ボランティア」活動の団体が、社会福祉活動団体要件の(3)において、「その他の福祉的支援を必要とする人を対象とした事業を行うことを目的とした団体」に該当することを明確化する。</p> <p>案Ⅰ-2 「日本語ボランティア」活動の団体が、社会福祉活動団体要件の(4)において、「市の依頼に基づく、活動」に準ずる団体であることを明確化する。</p> <p>案Ⅱ「座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例(案)」の第6条2の表現修正、又は同6条への追加等を行い、日本語ボランティアの減免を明確化する。</p> <p>案Ⅲ施設使用料の減免の申請は、市社協ボランティアセンターの管理下で行なうボランティア活動領域の予約受付の時期と期間に同期して、全予約を一括して同時に行えるようする。年間～40回以上の活動を行う為、申請手続きはなるべく簡素化してほしい。</p>	<p>団体登録及び減免については、従来の規則等及び登録団体を考慮します。</p> <p>本条例案は、現行の総合福祉センター条例や他の施設条例の例を参考に作成しています。具体的な減免要件、予約の期間、予約手続については、規則に定めるため、詳細な要件は、条例に記載しません。</p> <p>いただいた御意見は規則の内容や施設運用の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>予約をネットで出来るようにしてほしい。</p>	<p>予約手続については、規則に定めることとしています。規則の内</p>

		容や施設運用の参考とさせていただきます。
9	1か月まとめて予約出来るようにしてほしい。	予約手続については、規則に定めることとしています。規則の内容や施設運用の参考とさせていただきます。